

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 改正要旨

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正によるもの

ア 保険料均等割の 7 割軽減の対象となる所得判定基準の変更

改正前：基礎控除額 33 万円

改正後：基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (世帯主及び世帯に属する被保険者の年金・給与取得者の数 - 1)

イ 保険料均等割の 5 割軽減の対象となる所得判定基準の変更

改正前：基礎控除額 33 万円 + 28 万 5,000 円 × 世帯に属する被保険者数

改正後：基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (世帯主及び世帯に属する被保険者の年金・給与取得者の数 - 1) + 28 万 5,000 円 × 世帯に属する被保険者数

ウ 保険料均等割の 2 割軽減の対象となる所得判定基準の変更

改正前：基礎控除額 33 万円 + 52 万円 × 世帯に属する被保険者数

改正後：基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (世帯主及び世帯に属する被保険者の年金・給与取得者の数 - 1) + 52 万円 × 世帯に属する被保険者数

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日